

事例 2 出会い系サイトのわな

指導のポイント

<ねらい>

ここでは、出会い系サイトの利用から引き起こされている事件などについて知り、事件に巻き込まれないようにするためにはどのようなことが求められるかを理解させます。

また、情報社会での個人情報の問題や匿名性、それらを悪用されたときの危険性などについて考えさせます。

<学習の場面>

学級会、総合的な学習の時間、道徳の時間などで、「人権教育」や「性教育」に関連付けて取り扱うと効果的です。

普通教科情報の時間では、情報社会の特徴として取り上げ、個人情報保護やプライバシー保護の問題と一緒に取り扱うと効果的です。

<指導上の留意点>

インターネット上で異性間の出会いの場を提供する電子掲示板、チャット等の、いわゆる出会い系サイトが関係した事件が増えています。18歳未満の青少年が被害者になることがほとんどで、大きな社会問題になっています。指導にあたっては、その現状と問題点を理解しておきましょう。

好奇心や遊び心、上手な勧誘から「ちょっとやってみた」ことがきっかけとなり、本人も予想しないトラブルに巻き込まれることがあるため、このような情報には初めから「近寄らない」・「無視する」といった態度が重要であることを指導しましょう。

人に話せない悩みとして抱え込んでいる児童生徒がいることもあるので、強制的に禁止するのではなく、心の問題として考えさせ、何かあったときには先生や保護者に相談できるような雰囲気大切にしましょう。

性に関係した問題でもあるので、情報だけの問題としてとらえず、「性の尊厳」「自分を大切にすること」や「命の大切さ」などに十分配慮し、考えさせる指導が大切です。

<用語>

出会い系サイト規制法

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」平成15年9月13日から、「出会い系サイト規制法」が施行され、出会い系サイトを利用して18歳未満の子どもとの援助交際の勧誘を行うと、大人でも、18歳未満の子どもでも、犯罪となります。

「出会い系サイト」を運営している事業者やプロバイダ（インターネット接続サービスを提供している携帯電話会社を含む）、レンタルサーバ業者などには、平成15年12月1日から、18歳未満の子どもによる「出会い系サイト」の利用を防止するための措置を講じることが義務付けられました。また、国や地方公共団体にも、教育および啓発などに努める責務が規定されました。

<資料>

出会い系サイトの事件に関する資料

警察庁サイバー犯罪対策 <http://www.npa.go.jp/cyber/>

年度ごとの出会い系サイトに関連した事件の検挙件数、事件の事例、傾向などの資料が掲載されています。